

小児用肺炎球菌ワクチンについて

小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、下記の記載内容を御確認いただき、できるだけ接種の望ましい時期に接種しましょう。

■ **対象者** 生後 2 か月から 5 歳未満(接種時に 5 歳になる前日まで)の乳幼児

*** 生後 2 か月から 7 か月に至るまでに接種開始することが望ましいとされています**

■ **接種費用** 委託医療機関での接種は無料(全額公費負担)

■ **標準的な接種回数**

* 初回接種の 1 回目接種開始月齢(年齢)によって異なります

接種開始時の月齢(年齢)	標準的な接種時期・回数
2 か月から 7 か月未満 (標準的な接種期間として お勧めしています)	初回接種+追加接種の合計 4回 ・初回接種: 27 日以上の間隔で 3 回接種 ・追加接種: 初回接種後、最後の接種から 60 日以上あけた上で、 生後 1 歳から 1 歳 3 ヶ月までの間に 1 回接種 ※初回接種のうち 2 回目が 1 歳を超えた場合は、3 回目の接種は行わない(追加接種は実施可能)
7 か月から 12 か月未満	初回接種+追加接種の合計 3回 ・初回接種: 27 日以上の間隔で 2 回接種 ・追加接種: 初回接種後、最後の接種から 60 日以上あけた上で、 生後 1 歳から 1 歳 3 ヶ月までの間に 1 回接種 ※初回接種のうち 2 回目の接種は、生後 2 歳までに行い、それを超えた場合は行わない (追加接種は実施可能)
1 歳から 2 歳未満	60 日以上の間隔をあけて合計 2回
2 歳から 5 歳未満	1回

■ **接種方法**

1. 電話で予約する(町と契約の医療機関の中から、接種先の医療機関を選び、直接連絡)。

* 町委託医療機関名(電話番号)

- ・医療法人社団オロロン会 苫前クリニック(0164)64-9070
- ・JA 北海道厚生連 苫前厚生クリニック(0164)65-3535

2. 予約日に接種する

* **接種日の持ち物**(予防接種の際に医療機関に提示してください)

- ・健康保険証(乳幼児医療証)など氏名、生年月日、住所が記載されているもの
- ・母子健康手帳

長期間住民票を移動させずに他の市町村に滞在するなど、やむをえない事情により、委託医療機関以外の病院で接種を希望する場合、**事前に申請書の提出等手続きが必要**になります。手続きには時間を要しますので、お早めに保健福祉課保健係までお問い合わせください。

●小児用肺炎球菌ワクチンとは

乳幼児の肺炎球菌による肺炎や髄膜炎などの感染症を予防するワクチンです。

●肺炎球菌感染症に感染したら

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。

この菌は、集団生活が始まるとほとんどの子どもが持っていると言われるもので、主に気道の分泌物により感染を起こします。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、肺炎や中耳炎、髄膜炎などの重い合併症を起こすことがあります。

特に、髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、10%に難聴、精神の発達遅滞、四肢の麻痺、転換などの後遺症を残すと言われています。

また、小さい子どもほど発症しやすく、特に0歳児でのリスクが高いとされています。

●望ましい接種の時期

細菌性髄膜炎は約半数が0歳児のうちにかかり、それ以降は年齢とともに減少し5歳過ぎの発症もありますが、5歳頃までは発症しやすいとされています。

そのため、早い時期の接種が勧められています。

●ワクチンの副反応

ワクチン接種後に接種部位が赤くはれたり、発熱することがあります。副反応のほとんどは接種後2日後までに出現し、通常は数日で消失します。

●健康被害救済制度

予防接種法に基づき予防接種を受けた副反応によって障害が発生し、または死亡した場合、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、苫前町は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行います。

■お問い合わせ先

接種のタイミングや他の予防接種との間隔など、気になることがありましたら下記までお問い合わせください。

苫前町保健福祉課保健係（電話（0164）64-2215）

令和7年4月発行